

きれいなまちに

2023



横浜市では、家庭から出る古紙・古布は全て資源集団回収で回収・リサイクルされています。

広告

**資源集団回収に
ご協力下さい!**



NPO法人横浜市集団回収推進部会は資源回収業者の集まりとして、横浜市内の資源集団回収を推進しております。

NPO法人 横浜市集団回収推進部会

営業本部：横浜市資源リサイクル事業協同組合

Tel. 045-444-6461 (月~土 8:30 ~ 17:00)

<http://www.bukai.org/>

よこはま市民の回収



ごみの廃棄にお困りの方
協同組合までご連絡を!!

組合員は横浜市から一般廃棄物の収集運搬業許可を得ています



一般家庭における以下のようなごみ

- ◎せん定枝等の一時多量ごみ
- ◎持ち出し困難な粗大ごみ
- ◎引っ越しに伴う多量の片づけごみ



事業所における以下のようなごみ

- ◎事業系ごみの定期回収の推進
- ◎資源物回収の実施



広告

横浜市一般廃棄物許可業協同組合
045-662-2563



① ヨコハマ 3R夢プラン

- 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン) ごみと資源の総量の推移と目標 温室効果ガスの推移と目標 … 2
- ごみと資源の総量の内訳 ごみと資源にかかる費用 … 3
- 3Rはごみ減量のキーワード … 4

② プラスチック対策

- プラスチック問題とは プラスチックを取り巻く状況 プラスチック由来の温室効果ガスの排出状況
プラスチック資源循環法 脱炭素社会の実現に向けて … 5~6
- 今日からはじめよう マイボトルスポット 代替素材の利用 … 7

③ 食品ロスの削減

- 家庭での取組の推進 … 8~9
- 飲食店への食品廃棄物削減に向けた取組 … 10

④ ごみと資源物の収集

- ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルの流れ … 11~12
- エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機について 収集できないもの、犬・猫などの動物の死体処理 … 13
- 分別に関するツール及び広報印刷物 … 14
- 資源集団回収 … 15
- 資源物の拠点回収 … 16
- ごみ出しの支援 … 17

⑤ ごみの焼却・埋立

- 焼却工場 … 18~20
- 最終処分場 環境調査 … 21

⑥ し尿処理

- し尿くみ取り 淨化槽 公衆トイレ … 22
- 災害時のトイレ対策 … 23

⑦ 清潔できれいな街づくり

- ポイ捨て、歩行喫煙防止対策 … 24
- 歩道、駅前広場等のクリーンアップ 不法投棄の防止 放置自動車対策 … 25

⑧ 環境活動の推進

- 環境事業推進委員制度 表彰、認定制度 … 26

⑨ 環境学習・体験施設

- 環境学習プログラム 3R夢学習副読本 ポスターコンクール … 27
- 3R夢啓発施設 工場見学 出前教室 … 28

⑩ 廃棄物分野における国際協力

- 事業系ごみに関する取組 … 29

⑪ 事業系ごみに関する取組

- 事業系ごみの適正処理に関する取組 … 30~32
- 事業系ごみの減量・リサイクルに関する取組 … 33

⑫ 資源循環局施設配置図

- 施設等案内(住所・電話番号) … 34

⑬ 施設等案内(住所・電話番号)

- 施設等案内(住所・電話番号) … 35



ヨコハマ3R夢プラン

1 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)

基本計画

【基本計画の理念】 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)は、2010年度から2025年度までの長期計画です。ごみと資源の「リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(資源化)」=“3R”的に、もっとも環境にやさしいリデュースの取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的としています。

現在、SDGsの達成や脱炭素社会の実現などが喫緊の課題になっており、こうした時代の要請に対応していくことが求められています。このため、「横浜G30プラン」「ヨコハマ3R夢プラン」に続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を進めています。

計画目標

1 もっとチャレンジ・ザ・3R
リデュース リユース リサイクル

総排出量(ごみと資源の総量)を2025年度までに**10%以上削減**(2009年度比)します。

**2 ごみ減量から始めよう
脱温暖化**

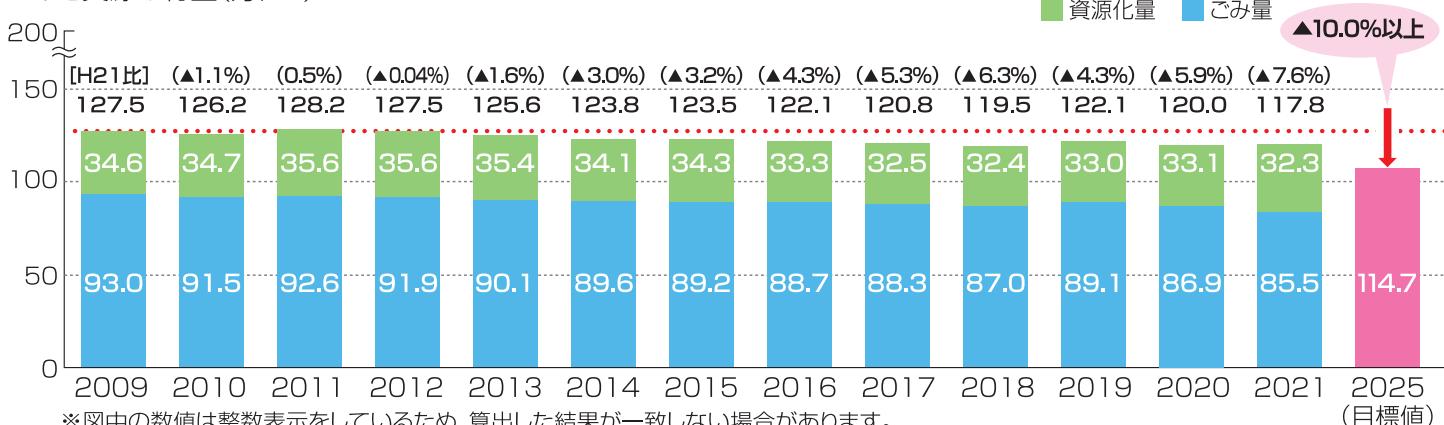
ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを2025年度までに**50%以上削減**(2009年度比)します。

3 ごみ処理の安心と安全・安定を追求

収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求します。

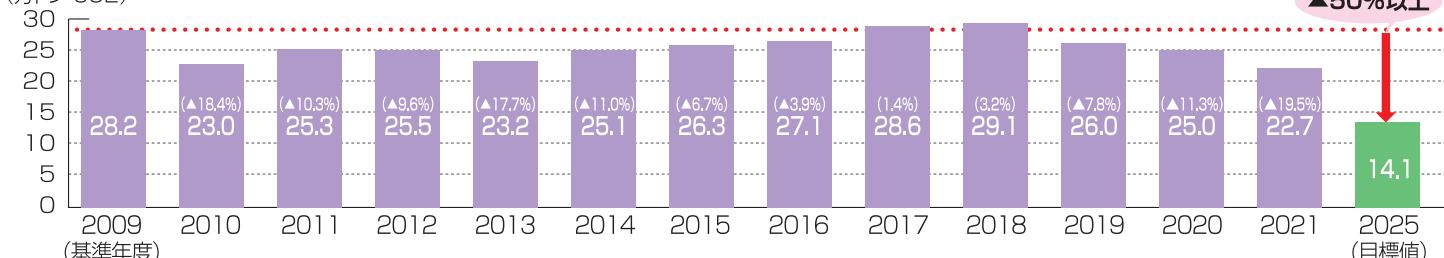
2 ごみと資源の総量の推移と目標

ごみと資源の総量(万トン)



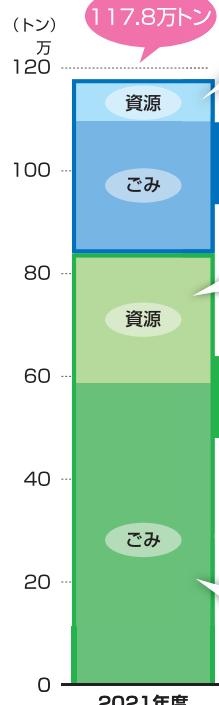
3 温室効果ガスの推移と目標

(万トン-CO₂)



※温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、2013年度から基準年度(2009年度)の排出係数を用いて算出し、補正しています。

4 ごみと資源の総量の内訳



資源物



66,174トン

ごみ



275,838トン

事業系

資源物 257,009トン			
缶・びん・ペットボトル	48,569トン	スプレー缶	619トン
小さな金属類	4,726トン	乾電池	336トン
プラスチック製容器包装	50,094トン	蛍光灯・電球	70トン
古紙	973トン	粗大金属	7,077トン
古布	426トン	羽毛布団	12トン
その他(燃えないごみ等)	1,233トン	小型家電	91トン
資源集団回収	142,784トン	{ 紙類: 132,768トン その他: 10,017トン }	

ごみ



ごみ

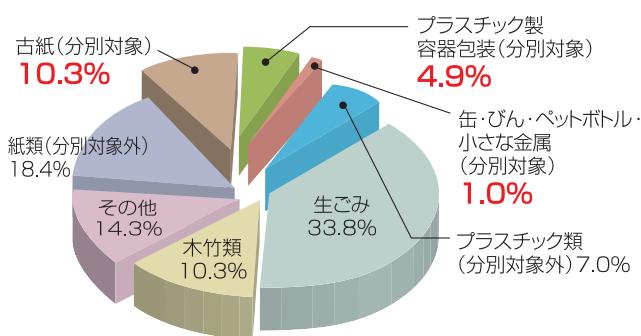
579,277トン { 燃やすごみ: 578,970トン
燃えないごみ: 307トン }

※整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合一致しないことがあります。

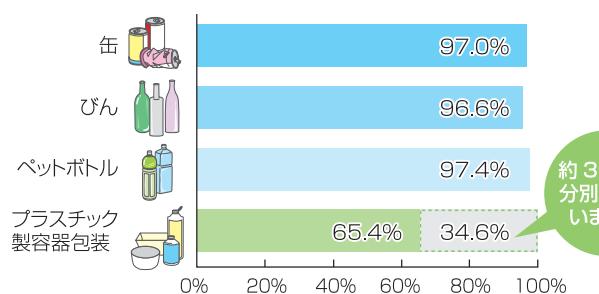
家庭系

ごみの中身

【家庭から出される燃やすごみの中身】



【資源として分別されている割合(分別協力率)】



「燃やすごみ」の中には、分別してリサイクルが可能なプラスチック製容器包装や古紙などがまだ多く含まれています。分別対象となるプラスチック製容器包装は全体の約5%を占めており、排出される量の約35%が分別されずに燃やされています。また古紙は全体の約10%を占めています。(2021年度組成調査)

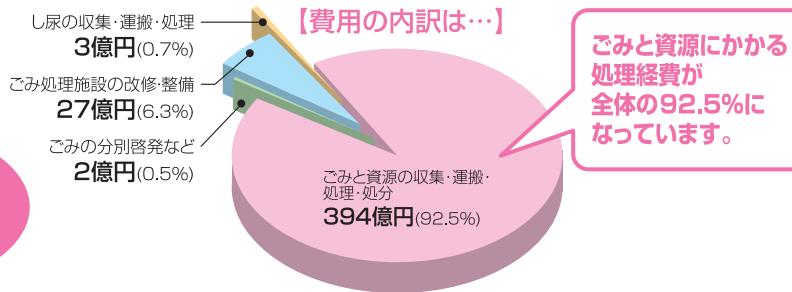
【問合せ先】政策調整課 電話:671-2503 FAX:550-4239

5 ごみと資源にかかる費用



426億円
(2021年度決算)

横浜市一般会計に
占める割合は
2.0%



【問合せ先】総務課 電話:671-2538 FAX:641-1807

6 スリーアール 3Rはごみ減量のキーワード

「3R」(スリーアール)とは、ごみを減らすための環境行動を表すキーワードです。

3つのRは、それぞれ **リデュース (Reduce)** → ごみそのものを減らす
リユース (Reuse) → 何回も繰り返し使う
リサイクル (Recycle) → 分別して再び資源として利用する

の頭文字を取ったものです。



スリーアール 身近なところからできる3Rの取組

持って行こう

マイバッグ



必要以上にレジ袋を使わないよう、かばんの中にはマイバッグを常備。重たいものを買っても、肩に掛けば楽に持ち帰れます。

マイボトル



保温もできるマイボトルにお気に入りの飲み物を入れて、いつでもどこでもティータイム。ペットボトルなどの使い捨てを減らせます。

マイ箸



割り箸を使い捨てる代わりに、お気に入りのマイ箸で食べれば、ご飯がもっとおいしく感じられるかも。

お買い物でひと工夫

簡易包装・詰替え商品



お買い物した商品は必要以上に包装されていませんか?また、詰替え商品を利用すれば、かさばる容器を毎回使い捨てにせずに済みます。

長く大切に使う

修理・リユース



大切に使ってきた物は修理して次の世代に受け継いでいくのも素敵です。フリーマーケットやリサイクルショップも活用しましょう。

出てしまったごみは…

きちんと分別



分別・リサイクルして、また資源として使いましょう。
詳しくは、P.11、12へ。

スリーム 「ヨコハマ3R夢！」広報大使

「ヨコハマ3R夢プラン」を市民の皆さんに広く周知し、実践していただけるよう、プランの趣旨に賛同いただいた横浜F・マリノスに広報を中心とした様々な活動に協力していただいているいます。



スリーム 3R夢啓発ポスター

食品ロス削減を呼びかけるポスターを作成し、10月の「食品ロス削減月間」を中心に、市立学校や市内公共施設・交通機関などで掲出しています。



2022年度ポスター(一般用)



2022年度ポスター(小学生用)



プラスチック対策

1 プラスチック問題とは

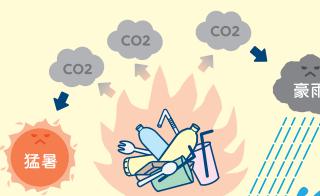
プラスチックは、軽くて丈夫、加工もしやすいことから、身の回りの様々な製品や容器包装などに幅広く使われています。一方で、優れた耐久性・安定性ゆえ、自然界で分解されにくいという特徴があります。このため、不法投棄やポイ捨てなどにより自然界に流出してしまうと、河川などを通じて海に流れ出て、海洋汚染につながってしまいます。さらに、自然環境中で、紫外線などで劣化し、破碎・細分化され、マイクロプラスチックと呼ばれる微細なプラスチックになることで、生態系への悪影響が懸念されています。また、リサイクルせず焼却した場合、温室効果ガスが多く排出されるため、地球温暖化の要因の一つとなってしまいます。

将来にわたり豊かな自然環境を継承していくためには、市民・事業者の皆様一人ひとりがプラスチック問題を自分のこととしてとらえ、不要なプラスチックの使用を減らすこと、リサイクルが適切に行われるよう分別を徹底することなど、身近な取組から始めることが大切です。

2 プラスチックを取り巻く状況

地球温暖化の状況

- プラスチックを燃やすと地球温暖化の原因となる温室効果ガス(CO₂)が多く発生します。
- 温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。



資源循環の状況

- 日本の1人当たりのプラスチックの排出量は世界第2位と多い状況です。
- プラスチックの原料である石油資源は有限であるため、不要なプラスチックを使用することは資源の枯渇につながります。



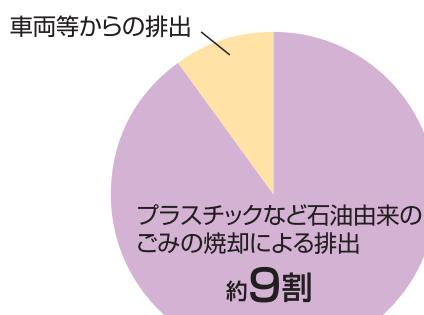
海洋汚染の状況

- 世界全体で年間数百万トンものプラスチックが陸上から海洋へ流出しています。このままでは2050年までに魚の重量を上回る量のプラスチックごみが海洋を占めると予測されます。



3 プラスチック由来の温室効果ガスの排出状況

ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス総排出量のうち、約9割が焼却工場でプラスチックなど石油由來のごみを焼却することで排出されており、プラスチックごみの削減が大きな課題です。



ごみ処理に伴って発生する
温室効果ガス総排出量の割合

現在焼却しているプラスチック



4 プラスチック資源循環法(法令名称:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック資源循環法」が令和4年4月より施行されました。

プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。各役割の取組みについて、ご協力をお願いします。

プラスチック資源循環法におけるそれぞれの役割

プラスチックは えらんで、減らして、リサイクル



出典元:環境省HP「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

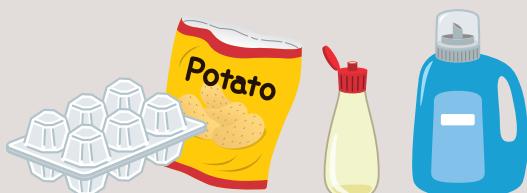
5 脱炭素社会の実現に向けて

現在、食品トレイや洗剤のボトルなどのプラスチック製容器包装の分別・リサイクルを実施しています。プラスチック資源循環法の施行を受け、これまで燃やすごみとして処理してきたスポンジやバケツ等のプラスチック製品についても対象となるよう、プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の検討を進めており、脱炭素社会の実現を目指していきます。

既にリサイクル実施

プラスチック製容器包装

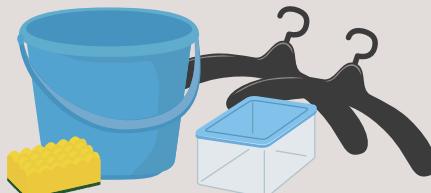
食品トレイ、洗剤ボトル、菓子袋、卵パック、調味料チューブなど



リサイクル拡大対象

プラスチック製品

スポンジ、バケツ、ストロー、タッパー、ハンガーなど



【問合せ先】政策調整課 電話:671-2503 FAX:550-4239

6 今日からはじめよう

- マイバッグの使用……………マイバッグを持ち、レジ袋をもらわない
- マイボトルの使用……………マイボトルを持ち、ペットボトルの使用を減らす
- 使い捨て食器はNO!……………プラスチック製ストローなど使い捨ての食器をもらわない
- 分別の徹底……………きちんと分けてごみ箱へ
- ポイ捨てしない……………きれいな心できれいな街に
- 清掃活動等の推進……………街の美化、環境保全に向けて積極的に参加しよう

7 マイボトルスポット

平成22年10月より、ペットボトル等の使い捨てとなるプラスチック等の削減を目的に実施しています。

有償・無償問わず使い捨て容器ではなく、持参したマイボトル等に飲料を提供、もしくは自由に給水できる給水機等を設置している店舗、事業所、施設等を「横浜マイボトルスポット」に登録し、ウェブサイトで公開しています。

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

マイボトルスポット 横浜

検索



8 代替素材の利用

イベント等で市民に配布する「啓発物品」にプラスチック代替素材、100%再生プラスチックを使用したものを積極的に利用するため、趣旨に合致した啓発物品の提案を事業者の皆様から広く募集しています。



代替素材を使用したポケットティッシュ

プラスチック対策に関する様々な取組・情報を
発信しています。

ツイッター
教えてプラスチックのこと▶



事業者と連携した取組

プラごみ削減キャンペーン

市内スーパーマーケット等の小売店舗で啓発を行うプラごみ削減キャンペーンを全18区で実施しました。



ペットボトルリサイクル事業

×セブン-イレブン・ジャパン×日本財団

ペットボトルリサイクル事業を進めており、横浜市内のセブン-イレブン約120店舗（設置店舗は順次拡大予定）でペットボトル回収機を設置しています。





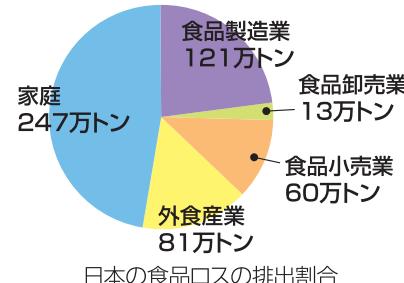
食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では、年間約522万トンの食品ロス(事業者から約275万トン、家庭から約247万トン)が発生しています。(※2020年度推計)

横浜市の家庭から出される燃やすごみの中には、食品ロスが約8万6千トンあり、市民一人当たりになると年間約23キロ、金額にしておよそ1万8千円分の食品を捨てている試算となります。そのうち何も手が付けられずに捨てられている「手つかず食品」は約1万8千トン含まれています。(※2021年度推計)

食品ロス削減に向けて、一人ひとりが「食」の大切さを理解し、具体的に行動していただくため、様々な視点を取り入れて取組を進めています。



1 家庭での取組の推進

食べ物のもったいないを減らすためのひと工夫!

必要なものを必要な分だけ買おう!



- 1 買い物リストを作る
- 2 食べきれる量だけ買う

食材を無駄なく使い切ろう!



- 1 賞味期限、消費期限を正しく理解する
- 2 冷蔵庫を整理・整頓する
- 3 食品に期限を大きく書く

料理は全部食べよう!



- 1 料理は食べきれる量だけ作る
- 2 食べきれなかったときは冷蔵・冷凍で保存する
- 3 外食時にも食べ残しをしないよう心掛ける

賞味期限と消費期限を正しく理解!

賞味期限

開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときに、おいしく食べることのできる期限です。この期限を過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



●賞味期限が書かれている商品

ハムやチーズ、スナック菓子、缶詰など、冷蔵や常温で保存がきく食品。

消費期限

開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときに、食べても安全な期限です。期限内に食べるようにしましょう。



●消費期限が書かれている商品

生の肉や魚、弁当や洋菓子など、長くは保存がきかない食品。

食材を無駄なく使い切るレシピ

食品ロスを削減するため、家庭にある野菜や余りがちな食材を使い切るレシピを作成しています。子ども達に人気のある給食の献立をベースにしたメニューや旬の野菜をおいしく使い切るメニュー、関東学院大学栄養学部の学生さんが考案したメニューを紹介しています。食材の保存方法やリメイクレシピ、時短ポイントなど、役立つ情報も満載です。

食材を無駄なく使い切るレシピ(横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/sakugen/tsukaikiri.html>



フードドライブ活動

フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体※や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動で、食品を通じた社会貢献だけでなく食品ロス削減にも寄与する取組です。

この活動を通じて、各家庭でまとめ買いしたものや頂き物などで、消費しきれずにお家庭に眠っている食品の在庫と期限を定期的に確認する習慣づけを促し、フードドライブに提供することで、市民の皆様の食べ物を大切にする気持ちを育んでいきます。

食べ物の「もったいない」を「ありがとう」へ変えていきます。

※フードバンクとは、各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動です。



必要としている人や場所へお届けする

フードドライブと食糧支援の流れ

家庭・個人



フードドライブ



フードバンク



ひとり親家庭

子ども食堂

児童擁護施設

障害者施設

高齢者施設

等

横浜市では、市内の各所でフードドライブを実施しています。詳細はホームページをご覧ください。



土壌混合法

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の普及啓発を行っています。

土壌混合法は、プランターやダンボールなどを使用して、家庭から生じる生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える方法です。

生ごみを削減することができ、花や野菜を植える良質な土として使うことができます。

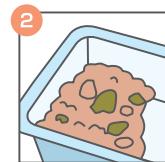


■ 準備するもの：プランター、生ごみ、土

■ 手順



2~3cmほどに刻んだ
生ごみと土を混ぜる。



生ごみと土を混ぜたものを、
プランターの一方寄せせる。



生ごみが隠れるように、
上から土をかぶせる。

分解が進み、生ごみが
消滅すると完成です
(3~4週間程度)。



新たに生ごみを入れるたびに、①~③を繰り返し、
プランターがいっぱいになつたら全体をかき混ぜる。

※詳細は、区役所資源化推進担当 (P.35)・資源循環局事務所 (P.35)へお問い合わせください。

資源循環局のウェブページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/namagomi/namablend.html>) にも掲載しています。

【問合せ先】3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

2 飲食店への食品廃棄物削減に向けた取組

「食べきり協力店」

飲食店では、お客様の食べ残しによって多くの食品ロスが生じています。このため、横浜市では、食べ残しを減らすため、料理を小盛で注文できるようにしたり、食べきれなかった料理を持ち帰れるようにするなど、食品ロスの削減に取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として登録しています。登録店の目印として、「食べきり協力店」にはステッカーやポスターをお配りしており、ホームページ等でも御紹介していますので、ぜひ御利用ください。



ステッカー



ポスター

「食べきり協力店」取組項目

「食べきり協力店」に登録していただいている店舗は、以下の取組項目のうち、
1項目以上の取組を実践していただいております。

登録店はwebで検索できます。

- ①小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの導入
- ②持ち帰り希望者への対応
- ③食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ④ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ⑤上記以外の食べ残しを減らすための工夫



食べきり

検索



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125

横浜市食の3Rきら星活動賞

食品廃棄物の発生抑制・リサイクル・啓発等において、他の模範となる取組を行っている事業者又は団体を表彰しています。その取組を広く紹介することにより、他の事業者への波及を含め、食品廃棄物のより一層の削減を図っています。

令和3年度

イオンリテールストア株式会社 南関東カンパニーイオンスタイル東戸塚

「AI力カク」を導入し、予測を基に発注、値引きを行い、売れ残りにより発生する廃棄物の削減を行い、また調理時に発生する食用油や魚のアラ、天かすを飼料や油脂、バイオディーゼル燃料へと再利用している。

株式会社 Innovation Design KITCEN MANE・haishop cafe

形やサイズの問題で通常は流通しない野菜や魚を積極的に仕入れ、食を通してお客様が食品ロスについて考えるきっかけづくりをしている。また、店内にコンポストを設置し、たい肥で育てた野菜を提供している。

キリンビール株式会社 横浜工場

ビールの製造過程で発生するモルト粕を飼料、肥料、きのこ培地に、ビール酵母を健康食品、飼料に再資源化している。また、「キリングループ環境ビジョン2050」を掲げ、食品廃棄物発生抑制に取組んでいる。

令和4年度

株式会社横浜食品サービス

まぐろたたきの製造過程で生じた端材をハンバーグにするなど、端材の商品化に積極的に取り組んでいる。また、横浜市立大学国際商学部柴田ゼミと連携し、学生のアイデアを取り入れた独自性の高い取組を行っている。

株式会社StockBase(ストックベース)

買換えで不要となった企業保有の備蓄食を同社のWEBサービスに登録すると、WEB上でフードバンク等とのマッチングが行われる。企業が受入先を探したり、引渡しの連絡調整などの手間が省け、備蓄食を提供しやすい仕組みが構築されている。



ごみと資源物の収集

家庭から出されるごみと資源物の収集は、市内の全世帯を対象に計画的に行ってています。

ごみの減量化・資源化を進め、ごみを適正に処理し、より快適な生活環境をつくっていくためには、資源物の分別の徹底や適切なごみの出し方、集積場所の清潔の保持など、いろいろな面で市民の皆さまのご理解とご協力が必要になります。ルールを守ってごみを減らし、きれいなまちづくりを進めましょう。

1 ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルの流れ

横浜市では効率的な資源化を目的として、15種類の品目について、10種類の分別で排出することを定めています。

分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ				
燃やすごみ	週2回	台所のごみ 油で汚れた紙・臭いのついた紙 プラスチック商品 (50cm未満のもの)	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 焼却工場 (焼却) ^{※1}	→ 最終処分場 ^{※2}	焼却灰の一部は次のように再利用されます(一例)。 ●焼却灰を各種資源化手法により、建設資材や道路資材などに利用(民間委託)		
乾電池	週2回	マンガン乾電池 アルカリ乾電池 リチウム一次電池	透明又は半透明の袋に入れる。	→ ストックヤード [神明台処分地]	→ リサイクル事業者 資源化委託	亜鉛・鉄などの金属原料として建築資材などに再生利用されます。		
スプレー缶	週2回	スプレー缶	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 民間中間処理施設	→ リサイクル事業者 売却	アルミ缶: アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 スチール缶: 金属材料として建築資材などに再生利用されます。		
燃えないごみ	週2回	ガラス類・陶磁器類等 蛍光灯・電球	購入時の箱、新聞などで包んで「ガラス」「蛍光灯」などと品名を表示する。	→ リサイクル事業者	→ リサイクル事業者 資源化委託	ガラス・陶磁器類は、土木資材として路盤材などに利用されます。蛍光灯・電球はグラスウールなどに、アルミ・鉄はそれぞれの原材料として再生利用されます。		
プラスチック容器包装製	週1回	ボトル トレイ 袋やフィルム	「フランマーク」のあるものは、全て対象です。	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 民間中間処理施設 (異物除去・梱包)	→ 国指定のリサイクル法人 引き渡し 資源化委託 (市町村負担分 ^{※3})	リサイクル事業者	擬木やパレットなどプラスチック製品の原材料のほか、高炉還元剤、コークス炉化学原料、油やアンモニア等の化学工業原料等としても再生利用されます。 出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会
缶・びん・ペットボトル	週1回	缶・びん・ペットボトル ※食べ物や飲み物の入っていた缶とびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていたPETの表示のあるペットボトル。	透明又は半透明の袋に入れる。	缶 資源選別施設 (選別・圧縮) ^{※4}	リサイクル事業者 売却	アルミ缶: アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 スチール缶: 金属材料として建築資材などに再生利用されます。		
				びん 資源選別施設 (選別) ^{※4}	リサイクル事業者 売却 (無色・茶色びん) 国指定のリサイクル法人 引き渡し (その他の色びん) リサイクル事業者 資源化委託 (他の色びん・市町村負担分 ^{※3}) リサイクル事業者 資源化委託 (ガラス残さ)	ガラスくず(カレット)となり、新たにびんをつくる材料やグラスウールなどに再生利用されます。 路盤材や埋立材などに再生利用されます。		
				ペットボトル 資源選別施設 (選別・圧縮) ^{※4}	国指定のリサイクル法人 引き渡し	リサイクル事業者	ペットボトル、繊維製品(制服、カーペット、ワイシャツなど)や卵パック、製品パッケージなどに再生利用されます。	

※1 焼却工場…………鶴見、旭、金沢、都筑の4工場(保土ヶ谷工場は一時休止し、バックアップ工場として活用)

※2 最終処分場…………南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

※3 市町村負担分…………容器包装のリサイクル費用は、事業者が負担していますが、小規模事業者は、再商品化義務の適用が除外されているため、その分は市町村が負担しています。

※4 資源選別施設…………金沢、緑、戸塚資源選別センター及び鶴見資源化センター

分別ってリサイクルの第一歩なんだよ!



分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ	
小さな金属類	週1回	30cm未満の金属製品 	袋に入れず集積場所にまとめて置く。ただし、刃物等危険なものは新聞紙等に包み品名を表示する。	→ ストックヤード [資源選別施設・神明台処分地] → リサイクル事業者 売却	建築資材など金属製品の原材料として再生利用されます。
古紙 資源回収(P16) により収集 (回数は地域 により変動)		新聞・折込広告ちらし 	四つ折りにして、ひもで十文字にしばる。	→ リサイクル事業者	品目により次のように再生利用されます。 新聞: 新聞、週刊誌など 雑誌・その他の紙: 段ボール箱、絵本など 紙パック: トイレットペーパーなど 段ボール: 段ボール箱、紙筒など
		その他の紙: 包装紙等 雑誌: 週刊誌、単行本等 	雑誌: ひもで十文字にしばる。 その他の紙: 袋に入れてひもでしばる。		
		段ボール 	折りたたんで、ひもで十文字にしばる。		
		紙パック 	水洗いして切り開き、乾燥させ、大きさを揃えひもでしばる。		
		古布 	透明又は半透明の袋に入れる。雨の日には出さない。		
粗大ごみ	申込制 ※詳細は下記	金属製で30cm以上のもの 金属製以外で50cm以上のもの 	手数料を収め収集シールを貼付する	可燃物 → 焼却工場 ※1 → 最終処分場 ※2 金属製品 → ストックヤード [本市施設内] → リサイクル事業者 不燃物 → 最終処分場 ※2	●中古衣料として再使用されます。 ●機械の油拭きなどに使用する「ウエス」として再生利用されます。 ●原料の綿などに戻し、クッション材や断熱材として再生利用されます。 羽毛布団は、再生羽毛として新たな羽毛製品に再利用されます。 金属製品は、建築資材などの原材料として再生利用されます。 再使用できる家具類などについては、イベントなどの場を活用して市民に提供しています。

粗大ごみを出すときは

粗大ごみは、インターネット、チャット、LINEまたは電話での事前申込みにより有料で収集しています。

申込みはスマートフォンで!!

粗大ごみ受付センター 受付時間:月～土(年末年始を除く)午前8時30分から午後5時

インターネット受付

チャット受付

LINE受付



一般の加入電話からかけるとき
(ナビダイヤル)

0570-200-530

携帯電話やIP電話などの定額制や
通話料割引サービスを利用してかけるとき

045-330-3953



インターネット <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp>

●言語・聴覚に障害のある方はFAXでお申込みできます。 FAX 045-550-3599(言語・聴覚に障害のある方専用)

直接持ち込みも実施しています。障害者手帳をお持ちの方など、手数料が減免になる場合があります。

詳細は受付センターにお問い合わせくださいか、ウェブページをご覧ください。 横浜市 粗大ごみ 検索

【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

2 エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機について

これらの製品は、家電リサイクル法に基づき、家電小売店が回収し、家電メーカー等がリサイクルします。過去にその製品を購入したお店か、買い替え時に新しく製品を購入するお店に引取りを依頼してください。

「購入店がない。」「遠方で依頼することが難しい。」などの場合は**横浜家電リサイクル推進協議会**に引き取りを依頼してください。

横浜家電リサイクル推進協議会受付フリーダイヤル

協議会指定の回収業者が受付をし、回収します。

 0120-014-353	月～土曜日 9:00～18:00 ※祝日を除く (土曜日は17:00まで)	家の中からの搬出にも対応可(別料金)
 0120-632-515	月～土曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 ※祝日を除く(土曜日は15:00まで) FAXでの申込みも可 FAX 0120-661-520	家の中からの搬出にも対応可(別料金)

ご自分で、メーカーの指定引取場所に持ち込むこともできます。この場合「家電リサイクル券」は必要ですが、収集・運搬料金はかかりません。

詳しくは [横浜市 家電リサイクル](#) 検索

【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

3 収集できないもの、犬・猫などの動物の死体処理

収集できないもの

一時多量ごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼してください。
(処理は有料)

処理が困難なもの

バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、金庫、ピアノ、プロパンガスボンベ、灯油、塗料、薬品類などは販売店か各区の資源循環局事務所にご相談ください。

請負工事などで出るごみ



事業活動に伴って排出されるもの

火災・天災等により発生したごみ

火災・天災等により発生したごみを、市の処理施設にご自分で持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。詳しくは各区の資源循環局事務所にお問い合わせください。

家庭用パソコン

お手持ちのパソコンの排出方法、金額などは、直接各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7685、ウェブサイト <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。また、プリンタ、スキャナなどの周辺機器は、その大きさにより粗大ごみまたは燃やすごみとして収集します。なお、長さ30cm未満のパソコンや周辺機器は「小型家電回収ボックス」(P.16)に出すことができます。



【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

犬・猫などの動物の死体処理

● 各区の資源循環局事務所に連絡してください。

1. 道路や公園等で死体を見つけたとき → 無料
2. ペットの合同火葬(出張回収)を希望される方(お骨はお返しえません。また 50kg 未満の小動物が対象です。)→6,500 円

● その他お骨の持ち帰りや個別の火葬、合同火葬で直接持ち込みを希望される方は、(戸塚斎場 電話: 864-7001)に連絡してください。(有料)

【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35) 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225

4 分別に関するツール及び広報印刷物

横浜市ごみ分別アプリ

横浜市ごみ分別アプリは、イーオーがごみの出し方を教えてくれる「イーオーのごみ分別案内」や分別辞典「ミクショナリー」、その他分別に役立つ知識集や収集曜日のカレンダー設定などのいろいろな機能を搭載しています。(英語・中国語にも対応)

横浜市ごみ分別アプリ 検索



【問合せ先】スリーアール 3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

LINE

横浜市LINE公式アカウントからは、ごみの分別案内のほか、粗大ごみの申込みもご利用いただけます。サービスのご利用には、横浜市LINE公式アカウントとの友だち登録が必要です。



【問合せ先】分別案内 スリーアール 3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510
粗大ごみの申込み 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225

広報印刷物

市民の皆さまが適切な分別をしていただくための支援として、各種の広報印刷物を発行しています。

●ごみと資源物の分け方・出し方(パンフレット)



分別・排出方法を総合的に解説するとともに分別・収集に関するサービスや施策を紹介しています。

転入者を中心に配布しています。

外国語版:

英語・中国語・ハングル
スペイン語・ポルトガル語
ベトナム語

●ごみと資源物の分け方・出し方(リーフレット)



分別・排出方法等の概要をまとめています。中面が分別区分一覧になっており収集曜日が書き込まれるため掲示に適しています。

外国語版:

英語・中国語・ハングル
スペイン語・ポルトガル語
タガログ語・タイ語
ベトナム語・フランス語
ネパール語

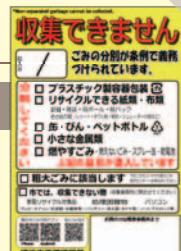
分別ルールを守りましょう！

条例による義務

市民・事業者とともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うこと、が、条例により義務付けられています。

分別されていないものは取り残し

分別されていないごみ袋については、注意ステッカーを貼って、集積場所に取り残すことで、ごみを出した人に注意を呼びかけています。



分別ルールを守らない者に対する罰則(過料)制度

分別されていないごみ袋は本市職員が開封調査しています。

なお、繰り返し指導などを行っても、分別しない市民・事業者に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を実施しています。

- 1 分別をしない者に適切な分別を指導
- 2 指導後も分別をしない場合、改善を勧告
- 3 勧告後も分別をしない場合、改善を命令
- 4 命令後1年以内に、分別しないでごみ出した場合、過料(2,000円)

※開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。

【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

5 資源集団回収

資源集団回収とは、市での回収とは別に、地域の団体(自治会・町内会、子ども会、老人クラブ、PTA等)が行う古紙・古布等の資源物の自主回収です。地域団体と契約した民間の業者が回収しています。地域における自主的なごみの減量・リサイクルの実践活動として減量効果も高く、地域コミュニティの形成にも役立っています。

市内の家庭から回収場所に出される古紙・古布は
全て資源集団回収により回収されています。



※事業所・商店など、事業活動に伴って発生する事業系廃棄物は、資源集団回収に出すことはできませんので、ご注意願います。

新しく資源集団回収を始めるときは

回収品目や実施方法など、具体的な事柄について地域の方々や資源回収業者とよく打ち合わせをし、登録の手続きを行ってください。

★手続き方法については、資源集団回収ウェブページ(下記参照)をご覧いただくか、各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課にお問い合わせください。

資源集団回収奨励金について

資源集団回収登録団体は、回収量に応じた「奨励金」が交付されます。

「奨励金」は回収量1キログラムあたり3円です。(2022年度)



●回収場所や曜日がわからないときは

回収場所や曜日は、地域によって異なります。

集積場所に貼ってある青いステッカーを見ていたらしく、ご近所にお住まいの方にお尋ねいただいて、回収場所等をご確認ください。確認が難しい場合は、各区の資源循環局事務所(P.35)へお問い合わせください。



●資源集団回収ウェブページをご覧ください

資源集団回収のウェブページを公開しています。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gomi/shudan/syudan.html>

横浜市資源集団回収

検索

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

廃棄物及び資源物の持ち去り禁止について

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されており、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。禁止命令に従わない場合、20万円以下の罰金を規定しています。持ち去り行為を見かけたら下記連絡先までご連絡ください。

【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199 または、各区の資源循環局事務所(P.35)

6 資源物の拠点回収

市民が家庭から出る古紙・古布などの資源物を直接持ち込むことができる場所として、「資源回収ボックス」「センターリサイクル」などがあります。

資源回収ボックス

設置場所	一部のスポーツセンター・地区センター・区役所などの市民利用施設 89か所 (2022年12月現在)
受入時間	各施設の開館時間中
回収品目	古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック)、古布 ※段ボールは回収していません。 ※踊場地区センターでは古布の回収はしていません。



【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

センター リサイクル

場 所	各区の資源循環局事務所(緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤードで実施しています)
受入日	月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く
受入時間	午前9時～午後4時 (午前11時30分から午後1時30分の持ち込みはご遠慮ください)
回収品目	古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・段ボール)、古布、 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小さな金属類、スプレー缶、乾電池、燃えないごみ ※燃えないごみを持ち込む場合は事前に問い合わせてください。 ※小型家電、充電式電池の回収も実施しています。



【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)

リユース文庫

設置場所	各区の図書館および一部の区役所、地区センターなど52か所(2022年12月現在) https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/reuse/reuse-bunko.html
受入時間	各施設の開館時間中
回収品目	不用になった図書(営利のための宣伝、政治活動や宗教活動の普及宣伝を目的とする図書、青少年の健全な育成を阻害する図書、汚破損の著しい図書等を除く) ※なお、リユース文庫にお持ちいただいた図書は、図書館への寄贈図書になる場合もあります。



【問合せ先】各区の資源化推進担当(P.35)

● バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品について

コードレス掃除機・ロボット掃除機など、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品を原因とした収集車の発煙・発火トラブルが多発しています。

収集車の火災を防ぐため、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品は、燃やすごみの日に他の燃やすごみ(生ごみ等)とは「別の袋」で集積場所に出していただきますようご協力ををお願いいたします。



「燃やすごみの日」に生ごみ等とは「別の袋」で

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

● 小型家電リサイクルの実施について

●回収の方法: 区役所や資源循環局事務所、市庁舎、区民利用施設(一部)、焼却工場、スーパー(一部)等に専用のボックスを設置しています。また、地域のイベント等での啓発の際にあわせて回収を行います。



●対象製品: 回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動作する製品。詳しくは
(例:デジタルカメラ・携帯電話・携帯音楽プレーヤー・ノートパソコンなど。)

横浜市 小型家電 検索

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225



ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。</p> <p>※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。</p>	<p>対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 分解が必要な粗大ごみ • 他の家具の移動が必要な粗大ごみ • ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
申込方法	<p>資源循環局事務所に申込書にてお申込みください。</p> <p>※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。</p> <p>※事前にご自宅に伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。</p>	<p>資源循環局事務所に電話等でお申込みください。事前に対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※収集日のご希望に添いかねる場合があります。</p> <p>※受付から収集までお時間を頂く場合があります。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者が居る場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥妊娠やけがをしている方などで、事務所長が認めた方

■いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な事案の解決に向け、区と局が連携し、福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た場合について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

■外国人居住者への支援

生活習慣や文化の違いなどから、外国人居住者のごみ出しマナーが地域のトラブルとなっているケースがあります。

地域特性やコミュニティの状況をふまえ、外国人居住者の生活全体の支援の一環として、ごみ出しルールが浸透していくよう働きかけていきます。



日本語学校での分別講座の様子

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)